

八尾市子ども・子育て会議市民委員公募実施要領

制定 令和7年11月28日

1. 目的

この要領は、八尾市子ども・子育て会議条例第3条第2項第4号に規定する公募による委員（以下「公募委員」という。）の募集の方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 申込者の資格

公募委員に申し込むことができる者は、次のすべての事項に該当する者とする。

- (1) 年齢18歳以上の者
- (2) 本市の区域内に住所を有する者
- (3) 本市の審議会等の委員となっていない者
- (4) 本市市議会議員及び本市職員でない者。ただし、元市議会議員及び市退職職員は、申し込むことができる

3. 募集区分及び人数

募集区分は次の（1）から（2）とする。

- (1) 子育て当事者（0歳から小学校6年生までの子どもの保護者） 1名
- (2) 若者当事者（18歳から30歳までの方） 2名

4. 任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

5. 申込方法等

- (1) 申込方法は、申し込もうとする者から、次に掲げる事項を記載した「八尾市子ども・子育て会議市民委員申込書」（様式第1号。以下「申込書」という。）に小論文（テーマ：「こどもまんなか社会」の実現（※1）のために市民としてできること、800字程度）を添付したものを持って受け付けることとする。

※1：八尾市こども計画5ページ参照

https://www.city.yao.osaka.jp/shisei/seisaku_keikaku_zaisei/1003421/1004226/1004230/1016011.html

- ① 申込区分
- ② 氏名
- ③ 生年月日
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 現在の職業や肩書きなど（ただし、任意記載）
- ⑦ 申込理由
- ⑧ 活動経験

募集区分（1）子どもや子育て支援に関わる経験（自分の子育て経験含む）

募集区分（2）ボランティア活動等の経験（分野を問わない。部活動、地域活動、アルバイト経験等のPRできる内容であれば可）

⑨ 本市審議会等委員任用の有無

（2）申込期間

令和8年1月20日（火）～ 2月20日（金）（必着）

（3）提出のあった申込書及び小論文は、返却しない。

6. 申込先（問い合わせ先）

〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号

八尾市 こども若者部 こども若者政策課

電話番号 (072) 924-3988

FAX (072) 924-9548

電子メールアドレス kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

7. 委員の選考、決定方法等

委員の決定は、八尾市子ども・子育て会議市民委員選考会議において申込書及び小論文による書類選考により行い、選考結果については、合否に関わらず、当該申込者に通知するものとする。

8. その他

公募の実施にあたり、次に掲げるときは、当該募集区分において公募によらないで委員を選任することができる。

（1）申込期限までに申込みがなかったとき。

（2）申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。

（3）7の規定による選考の結果、該当者がいなかったとき。